

参加表明書に関する質問・回答

○佐久新校施設整備事業 基本計画策定支援業務委託プロポーザル

No.	質疑	回答
《参加資格要件に関すること》		
1	長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格の申請要件について、要件のうちア「営業年数が～1年以上経過していること」とありますが、本年に開業し営業年数が1年に満たない場合でも申請可能としていただけませんかでしょうか。	実施要領記載のとおり、「建設コンサルタント等の業務に係る営業年数が、資格審査基準日(令和5年6月23日(金))の前日まで引き続き1年以上経過していること」が申請要件となります。
2	参加資格の(2)配置技術者について、単体参加の場合は管理技術者と建築(意匠)主任担当技術者は兼ねることはできますでしょうか。	兼ねることはできません。
3	長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格は3ヵ年有効だと思いますが、昨年実施された松本養護学校及び若槻養護学校施設整備事業プロポーザルの参加表明書において、『「長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格」のない者に求める提出書類』を提出しており、同等の資格を有することの確認を受けた者については、本プロポーザルにおいても同等の資格を有する者とし、改めて書類を提出する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	令和4年度に公告した「松本養護学校・若槻養護学校・伊那新校・小諸新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル」のいずれかに参加表明書を提出いただき、長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格と同等の資格を有することの確認を受けた者については、次の書類を提出していただくことで本プロポーザルにおける当該確認を受けるための書類を提出したこととみなします。 ・松本養護学校、若槻養護学校、伊那新校又は小諸新校のプロポーザルにおいて参加資格を有することの確認を受けた旨の通知(写し) ・上記提出書類から代表者及び住所等が変更になった場合は、登記事項証明書を提出してください。
4	資格要件確認書類キ(納税証明書)について、電子納税証明書(PDF形式)を印刷したものは原本として認められるでしょうか。	認められます。
5	実施要領P3、参加資格の「区分ウ」に関して海外での実績は含まれるでしょうか。	含まれます。

6	<p>・実施要領Ⅳ-1(1)参加者の人格等ウ「公共性を有する建築物が1,000㎡以上のものの新築の設計業務の実績」について、複合建築の設計業務実績の場合、当該用途（建築基準法別表第1(一)項、(二)項若しくは(三)項の用途）に該当する部分の延床面積が1,000㎡以上であれば有資格と見なしてよろしいでしょうか。</p> <p>・また、その場合には確認申請書の写しを実績書類とすればよろしいでしょうか。（実施要領Ⅳ-1(2)配置技術者 ア(ウ)、ア(カ)、イ(ウ)及びイ(カ)についても同様です。）</p>	<p>・実績については、貴見のとおりです。</p> <p>・添付書類は、設計業務の契約書や建築士法第24条の7に基づく重要事項説明書の写し等が望ましいですが、参加者の人格等の参加資格に該当することが分かる記載があれば確認申請書の写しでも構いません。</p> <p>※添付図書の例</p> <p>設計業務委託契約書（写） 設計業務委託仕様書（写） 雑誌等の記事（写） ほか</p>
7	<p>昨年実施された小諸新校のプロポーザルにおいて、3社でJVを組み提出しており、同等の資格を有することの確認を受けております。今回はそのうち、代表構成員ではない1社を除いた2社でJVを組むのですが、その場合でも、参加資格を有することの確認を受けた旨の通知（写し）の提出によって、長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格と同等の資格を有するとみなされるのでしょうか。</p>	<p>共同企業体の場合、代表構成員及び構成員とも、長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格のうち、建築コンサルタント業務の登録を行っている者、若しくは同等の資格があると認められた者とする。と定めております。</p> <p>R4年度に公告した「松本養護学校・若槻養護学校・伊那新校・小諸新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル」に参加いただいている者（代表構成員及び構成員）は同等の資格がある者と認めます。</p>

<p>8</p>	<p>『令和4年度に公告した「松本養護学校・若槻養護学校・伊那新校・小諸新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル」にJV（A社＋弊社）で応募した際に、</p> <p>『「長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格」のない者に求める提出書類』を提出し、同等の資格を有することの確認を受けています。</p> <p>今回の応募では、上記プロポーザルに応募した際の企業（A社）とは異なるB社とのJV（B社＋弊社）で応募いたします。（B社は長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格を有しています。）</p> <p>この場合、弊社は、令和4年度にJV（A社＋弊社）で応募した際の「参加資格を有することの確認を受けた旨の通知（写し）」を提出することで、本プロポーザルにおける当該確認を受けるための書類を提出したこととみなされるでしょうか。</p>	<p>・上記7回答同様、R4年度に公告した「松本養護学校・若槻養護学校・伊那新校・小諸新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル」に参加いただいている者（代表構成員及び構成員）は同等の資格がある者と認めます。</p> <p>この場合、上記プロポーザルにおいて参加資格を有することの確認を受けた旨の通知（写し）を添付してください。</p>
----------	---	---